東商品支発第28号平成20年5月8日

東京商工会議所中小企業委員会 委員長 井上 裕之 様

東京商工会議所品川支部 会長 大山忠一

中小企業・税制特別委員会 委員長 武 田 健 三

品川支部 平成21年度中小企業施策に関する要望

日本経済は、サブプライムローン問題に端を発する米国経済の減速や、株式市場の低迷、官製不況と呼ばれる住宅着工の減少、原油価格高騰をはじめ原材料高などの影響によって、足元の経済、景気動向に不透明感が増しているなかで、多くの中小企業は景気回復を実感できないのが実情です。

こうした状況のなか、今後、中小企業施策を講じるにあたり地域経済の牽引 役となる産業や中小企業の経営革新の後押しに直結するような経済成長戦略の 実行が不可欠であると考えます。

また、これらに併せて、近年の法規、基準、制度の改正は、企業のコンプライアンスの遵守による企業への負担、情報セキュリティや環境対応に代表されるように、ややもすると企業活力を損なう方向に進んでおりますので、中小・小規模企業の活力を損なうことがないよう充分な配慮が求められます。

当品川支部では、区内会員企業の意見や、中小企業・税制特別委員会での活発な議論を経て、このたび本要望を取り纏めました。中小企業委員会の要望に取り上げていただきますようお願い申し上げます。

I. 中小企業支援施策の充実強化に向けて

1. 徹底した歳出削減等を通じた関連予算の拡充と中小企業政策の地位向上

企業数の99.7%、従業者数の約7割、企業の付加価値額の5割以上を 占める中小企業は、地域経済を支える重要な担い手であると同時に、雇用の受 け皿として社会的にも大きな役割を果たしています。また、今般の大企業を中 心とした景気回復においても、常態化しているコストダウン要求は言うに及ば ず、中小企業の不断の努力がこれを支えていることは紛れもない事実です。

にもかかわらず、政府の中小企業対策予算は、依然きわめて少額にとどまっており、これは取りも直さず中小企業政策自体の位置付けが低位にあるかの印象を禁じ得ません。

財政再建の推進が喫緊の課題となる中、歳出削減を徹底して進めるとともに、 固定化している予算や特別会計・特定財源の見直しにより、中小企業育成等関 連予算の飛躍的な拡充がなされるよう要望いたします。

2. 活発な市場競争を実現するための法規・制度等のインフラ整備

グローバルスタンダードの名の下に、優勝劣敗とも称されるような競争社会が定着しつつあります。むろんこうした流れは必然性のあるものなのかもしれませんが、少なくとも競争は公正なルールにもとづくものでなければなりません。

競争の渦中にある主体の不公平感を極力少なくするためにも、公正取引に係るルールはもちろんのこと、以下のような機関・法規・制度の整備・拡充がされるよう要望いたします。

- ① 中小企業の実態に即した公正取引の推進(「下請適正取引推進センター」(仮称)の実効性の確保)
- ② 中小企業の資金調達環境に資する金融監督の推進
- ③ 証券等監視委員会の金融庁からの分離・独立と捜査権限の強化

Ⅱ. 中小企業の底上げ・活力強化に資する支援策の実践

1. 事業承継の円滑化に向けた総合的支援体制の確立

廃業率の高止まりの背景には、中小企業経営者の高齢化と事業承継に係る適切な支援体制の不足があります。

また、大きな課題である後継者不足については、自社内人材の育成に係る支援を拡充していくとともに、平成19年度に創設された事業承継資金融資制度の円滑な実行や、事業承継協議会による普及・啓発、実務家間の支援ネットワークの構築・機能充実など、総合的な支援体制を早期に確立されるよう要望いたします。

- ① 「事業承継支援センター(仮称)の実効性の確保(新制度の普及促進、相談・情報提供・研修・マッチングサービス機能の充実など)
- ② 事業承継資金融資制度の円滑な実行

2. 中小企業金融の強化

政策金融改革を進めるにあたっては、中小企業金融公庫や国民生活金融公庫などが統合して発足する新機関の融資残高の継続的な縮小について、借り手である中小企業の資金繰りを阻害することのないよう一定の配慮が必要と思われます。また、近い将来の金利上昇が予想される中、中小企業の資金調達環境を強固なものとするため、以下について拡充が図られるよう要望いたします。

- ① 中小企業向け政府系金融機関については、今後も資金供給量を一定程度確保するほか、セーフティ機能の維持とともに民間機関が危機的状況にあると判断された場合には、速やかにその機能を拡充強化できるよう配慮すること
- ② 小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)の拡充に伴う周知
- ③ 電子認証制度の普及にともない、事業資金借り入れに際して必須となる納税確認書類等における公印等の省略を認めること
- ④ 信用保証協会による信用保証料率の改定にともない、特に信用力の低い企業に対する資金供給に支障を来たすことがないよう配慮するほか、第3者保証人徴求の禁止を徹底するなど、信用補完制度の充実に努めること
- ⑤ 公的機関による信用保証料に対する補助制度の充実
- ⑥ 信用保証協会による導入予定の予約保証制度の普及促進

3. 中小企業のための再生支援スキームの普及

自力では限界のある企業・事業の再生についても支援スキームを強化し、普及していくべきです。また、法的再生や中小企業再生支援協議会を通じて企業再生を図る中小企業経営者については、再建途上における支援策についても講じていくことが求められます。この際、以下について拡充が図られるよう要望いたします。

- ① 中小企業再生支援協議会の人員拡充と相談機能の強化
- ② 中小企業再生支援協議会の支援に基づき事業再生を図る企業に対する債権につき、政府系金融機関は債権放棄に柔軟に応じること

- ③ 事業再生支援融資制度の拡充および創設された再チャレンジ支援融資制度の円滑な実行
- ④ 多重債務を抱える個人債務者のうち保証債務総額3,000万円以下の者を対象に破産せずに再生を図ることを可能とする小規模個人再生手続の適用範囲の拡大
- ⑤ 事業再建者に対する定期使用住宅の一定期間の提供

4. IT対応力の強化

中小企業おける財務会計は、日本版 SOX 法に始まる経営の透明性への要請や新リース会計基準など相次ぐ新制度への対応が求められております。しかしながら、中小零細企業の多くは、自社の経営資源が限られているため、業務遂行の際の負担となり、急速に進む新制度に対応出来ていないのが現状です。

さらには、人事給与などの人材マネジメントにおいては、個人情報保護法や日本版 SOX 法の法制化など、企業では IT を活用した内部統制の整備が求められています。

こうした状況を踏まえ、財務会計、人事給与等の業務を支援するサービスの 提供と普及促進により、中小企業のIT対応力の強化が実現可能となる支援体 制の確立を要望いたします。

5. 若年者に対する職業教育の充実

ニートやフリーターの増加をあげるまでもなく、若年層に対する職業教育の 充実は不可欠です。ついては、以下について関連施策が拡充されるよう要望い たします。

- ① 日本版デュアルシステムなど民間企業を活用した職業訓練に中小企業の 参画が図られるよう、受入企業に対する負担軽減措置を講じること
- ② 教育現場における経済や金融知識に関する教育の充実が図れるよう、教育を行う外部人材に対する負担軽減措置を講じること

Ⅲ. 中小企業のイノベーションに資する支援策の実践

1. 人材確保・育成に係る支援強化

大企業を中心とする若年層の採用活発化により、中小企業等においては再び 人材不足の状況に陥っています。とりわけ国内回帰にともない製造現場におい ては技術・技能の継承が深刻な問題となっています。 技術・技能の継承は、日本の産業の担い手である中小企業等の人材育成の観点からも喫緊の課題であり、さらに優秀な技術・技能を有する技術者、職人等の地位向上が必要です。そのためには、若年層への職場体験の促進による職業観の醸成など草の根レベルでの活動が求められております。また、製造業はもとより、商業、卸売業、情報サービス業において、より実践的な技術・技能を身につけた人材を早期に育成するためには、実際の業務に即したカリキュラムを体系的に教える一方、企業現場での研修や実習を業務の実態に即して教育することが効果的であります。しかしながら、多くの中小企業は、職場でのOJTによる人材育成が中心となっております。

ついては、中小企業における人材確保・育成に係る環境改善を図るため、以下について制度が拡充されるよう要望いたします。

- ① 募集等に係る費用ほか人材確保に係る補助制度の充実
- ② 技能継承に資する職場での訓練(OIT)に係る助成制度の創設
- ③ 熟練技能を有する人材に対する手当の創設
- ④ 人材投資育成促進税制の拡充
- ⑤ 将来の日本経済の担い手である小中学生の職業観を育むインターンシップや職場体験の促進を図るため、その受け入れとなる中小企業を対象とした助成制度の創設

2. 産学連携促進に資する支援強化

産学官連携が推進されているが、中小企業が大学研究室と共同研究等を行う場合、中小企業が大学研究室に依頼するにも接触の機会や方法・手段が少ないために、共同研究を推進するうえでの足枷となっている。中小企業の産学間の共同研究等を推進するため、中小企業と大学との出会いの場の創出や研究開発予算の中小企業への配慮など、中小企業が大学研究室と共同で研究に取り組むための環境づくりを含めた産学官からなる推進体制の整備、確立を要望いたします。

3. ワークライフバランスの推進に資する支援強化

平成19年度より中小企業における仕事と育児の両立のため、託児施設の設置費用を対象とする少子化対策融資制度が創設されました。今後、広くワークライフバランスの考え方を定着させていくには、同制度の対象内容を多様化することが求められます。また、併せて、企業において関連制度を導入する際に必要となるコンサルティング費用に係る助成制度の創設を要望いたします。

4. 中小企業の業務執行管理徹底に係る支援強化

平成18年6月に成立した金融商品取引法により、上場会社を対象に、財務報告に係る内部統制の経営者による評価と公認会計士等による監査が義務づけられ(日本版SOX法)、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されております。

この制度は、上場会社のみを対象としているものの、商取引において、取引先である上場会社より、中小企業が同様の対応を迫られる可能性も否定できません。公正取引確保の観点から、優越的な地位の乱用がなされることがないよう特に注意が必要です。

もちろん、新会社法で謳われている経営者への監督機能(ガバナンス)の強化とともに、ここで取り上げられている業務執行の管理(内部統制)の徹底は、いかなる企業においても重要な経営課題になり得ることから、こうした趣旨が中小企業においても円滑に定着するよう、普及・啓発を含め所要の支援策が求められます。

5. 中小企業の排出削減対策の推進

中小企業にとって、排出削減対策に取り組むためには、新たに設備等を購入する費用の負担が伴うことなどから、高性能機器の導入による排出削減を推進するために、資金面の支援策を拡充するとともに、中小企業が利用しやすい環境を整備されたい。

また、大企業が技術・資金等を提供して中小企業の排出削減を行ない、自社の目標達成等に活用する仕組みについては、基本的に賛成である。大企業・中小企業ともに参加企業が自主的に取組むためにはインセンティブが不可欠であり、排出削減量の認証手続きを簡略化するなど制度の簡素化を図られたい。

以上